

○能勢町生涯学習人材バンク設置要綱

(目的)

第1条 能勢町（以下「町」という。）は、すべての住民が高齢期を迎えても、孤立することなく、健やかで自立した生活を送り、仕事やボランティア活動、生涯学習・スポーツなど、様々な分野でいきいきと活躍できる「生涯現役社会」の実現に向け、これまで企業・社会や地域で培ってこられた知識や経験、技術等を有する住民の登録を呼びかけ、その情報を提供することにより、住民の地域での活動を支援し、当該知識や経験、技術等を地域や次世代に伝えられる持続可能な生涯学習社会を築くことを目的とし、能勢町生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(設置主体)

第2条 人材バンクの設置主体は、能勢町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、人材バンクの事務局は、教育委員会事務局生涯学習所管課に置く。

2 事務局は、庁内の関係各課と連携を図りながら人材バンクの実効性ある運営を行うものとする。

(事業)

第3条 人材バンクの事業は、次のとおりとする。

- (1) 人材の登録、変更及び取消しに関すること。
- (2) 人材情報の管理及び提供に関すること。
- (3) その他人材バンクの運営に関して必要なこと。

(登録要件)

第4条 人材バンクに登録できる者は、指導・援助に関して、様々な分野における知識や経験、技術等を有している者で、次に掲げる要件をすべて満たす個人又は団体とする。

- (1) ボランティアの精神で、人材バンクの目的を理解し、賛同する者。
- (2) 地域活動に深い理解、熱意及び責任をもって取り組む者。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない者。
- (4) 暴力団及び暴力団員の利益となる活動を目的としない者。

(登録者の活動)

第5条 人材バンクの登録者は、住民、町又は教育委員会の求めに応じ、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 学習・活動をする町内の団体・個人、町職員又は教職員等に協力し、当該団体・個人の学習・活動並びに町及び教育委員会の主催する事業が円滑に実施できるよう支援すること。
- (2) 住民の学習・活動又は町及び教育委員会が実施する事業において、指導・援助者又は助言者として学習・活動及び事業を行うこと。

(登録手続)

第6条 人材バンクに登録を希望する者は、能勢町生涯学習人材バンク登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の登録申請書が提出されたときは、内容を確認し、能勢町生涯学習人材バンク登録決定（却下）通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、人材バンクへの登録を適当と認める者を人材バンク登録者名簿に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 人材バンクの登録は、登録を取り消したときまでの間有効とする。

(登録事項の公表)

第8条 人材バンクに登録が決定した者（以下「登録者」という。）に係る事項のうち、次に掲げる事項については原則として公表するものとする。ただし、本人の希望申出により、公表しないことができる。

- (1) 氏名（団体においては、団体名及び代表者名）及び表示名
- (2) 性別（団体においては、代表者の性別）
- (3) 年齢（団体においては、代表者の年齢）
- (4) 指導希望地域、指導希望対象及び指導希望日時
- (5) 報酬等の有無
- (6) 指導・援助内容等
- (7) 主な活動歴、資格・免許等
- (8) その他必要な事項

(登録の取消し)

第9条 教育委員会は、登録者が次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から能勢町生涯学習人材バンク登録取消申請書（第3号様式）の提出があったとき。
- (2) 登録申請書の内容に虚偽があったとき。
- (3) 地位を利用し、営利活動、宗教活動又は政治活動をしたとき。
- (4) 暴力団及び暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (5) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (6) その他、教育委員会が不適格と認められたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、能勢町生涯学習人材バンク登録抹消通知書（第4号様式）により、登録者に通知するものとする。

(登録の変更)

第10条 登録者は、登録事項に内容に変更が生じたときは、速やかに能勢町生涯学習人材バンク登録事項変更届出書（第5号様式）を提出するものとする。

(登録者の活用)

第11条 人材バンクを利用できる者は、能勢町内に住所又は活動の拠点を置く団体（成人を1人以上含むものとする。）・個人（成人に限る。）とする。ただし、利用に際して、政治活動、宗教活動又は営利活動や暴力団及び暴力団員の利益となる活動を目的とするものは、人材バンクを利用することができない。

2 教育委員会は、学習・活動をする町内の団体・個人からの要望に応じ、人材バンク登録者名簿から必要な情報を提供するものとし、仲介やあっせんはしない。

(利用方法)

第12条 人材バンクを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ能勢町生涯学習人材バンク利用申請書（第6号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(費用負担)

第13条 登録者に対する報酬等は、本要綱の設置目的に基づき利用者の過重な負担にならないものとする。ただし、交通費・材料費等の実費については、この限りではない。

(利用後の手続)

第 14 条 利用者は、利用終了後、14 日以内に能勢町生涯学習人材バンク利用・活動報告書（第 7 号様式）を教育委員会に提出するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

